

## 沼津市近代化資金等利子補給要綱

平成14年3月29日

告示第47号

(趣旨)

第1条 市長は、中小企業の構造改善及び経営の合理化並びに中小企業の体質改善及び経営の安定に寄与するため、商工組合中央金庫沼津支店（以下「商工中金」という。）が中小企業協同組合等に近代化資金等を貸し付けた場合、商工中金に対し、契約に基づき予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 近代化資金 設備の近代化並びに事業の共同化及び協業化をはかるために必要な資金をいう。
- (2) 経営安定資金 体質の改善及び経済環境の変化に対処するために必要な資金をいう。
- (3) 集団化資金 新規の工場等集団化のための事業に必要な資金をいう。

(融資対象者)

第3条 近代化資金及び経営安定資金の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する組合及びその組合員で、沼津市内に住所及び店舗、工場又は事業所を有し、かつ、市税を完納しているものとする。

- (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合及び商工組合
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合

2 集団化資金の融資を受けることができる者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第2条第1項第3号に規定する工場等集団化計画等に基づき事業を行う事業協同組合等で、沼津市内に住所を有し、かつ、市税を完納しているものとする。

(資金使途)

第4条 融資資金の用途は、次に掲げるものとする。

(1) 近代化資金

- ア 生産、加工、販売、購買、保管、運送等の共同施設の設置
- イ 経営合理化のための設備であつて、品質、精度又は能率の向上が期待できるもの
- ウ 店舗、工場、事業場等の近代化のための改築又は増築

(2) 経営安定資金

- ア 資本構成の不均衡を是正する資金
- イ 生産、販売の増加又は減少及び在庫調整に必要な資金

(3) 集団化資金

- ア 土地取得及び造成資金
- イ 建物、構築物及び機械等の設備資金
- ウ 工場等集団化事業に必要な運転資金

(融資の条件)

第5条 利子補給金の交付の対象となる融資の条件は、次のとおりとする

(1) 融資限度額

- ア 近代化資金及び経営安定資金
  - 1 組合につき 1億円
  - 1 組合員につき 4,000万円

- イ 集団化資金
  - 総事業費の10パーセント以内

(2) 融資期間 1年以上7年以内

(3) 利子補給率 年0.30パーセント

(4) 融資利率 融資実行時の長期プライムレートから前号の利子補給率を差し引いた値の年利率とする。ただし、信用保証協会等の保証付の場合は、更に0.50パーセントを差し引いた値の年利率とする。

(5) 償還方法 元金均等割賦償還

(6) 担保及び保証人 商工中金の定めによる

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとするものは、商工中金所定の申込書に關係書類を添えて商工中金に提出するものとする。

(利子補給金の額)

第7条 利子補給金の額は、年度別に区分して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで（以下「前期」という。）及び10月1日から3月31日まで（以下「後期」という。）の各期間における融資平均残高（計算期間中各月初残高の合計を6で除して得た金額）に第5条第3号に掲げる利子補給率及び期間（12分の6）を乗じて得た額の各期間の合計額とする。

（利子補給金の交付申請）

第8条 商工中金は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、規則第3条第1項に定める補助金交付申請書に利子補給計算書及び融資状況内訳表を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として毎年度前期分にあつては10月5日までに、後期分にあつては3月31日までに行うものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 第3条の融資対象者及び第4条の資金使途
- (2) 第5条各号に掲げる条件（第3号及び第6号を除く。）
- (3) 利子補給金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

（融資の状況報告）

第10条 商工中金は、毎月この要綱に基づく融資及び返済の状況を、翌月10日までに市長に報告するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（沼津市中小企業協同組合等近代化資金及び経営安定資金融資制度要綱の廃止）

2 沼津市中小企業協同組合等近代化資金及び経営安定資金融資制度要綱（昭和47年沼津市告示第14号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱施行の際、現に前項の規定による廃止前の旧要綱により貸し付けられた中小企業協同組合等近代化資金及び経営安定資金（以下「既往分融資」という。）

については、旧要綱第3条に規定する資金措置を除き、なお従前の例による。

4 既往分融資の利子補給率については、年0.20パーセントとする。

付 則（平成17年3月31日告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際、現に改正前の沼津市近代化資金等利子補給要綱により貸し付けたものについては、改正後の沼津市近代化資金等利子補給要綱により貸し付けたものとみなす。

付 則（平成18年3月31日告示第53号）

（施行期日）

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の沼津市近代化資金等利子補給要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。